

《令和4年度“元気”川口商品券発行事業約款》

第1章 総則

(趣旨)

第1条 川口商工会議所（以下「商工会議所」という。）、鳩ヶ谷商工会（以下「商工会」という。）及び川口市商店街連合会（以下「市商連」という。）は、地域の消費喚起を促し、消費者の購買意欲を拡大させ、地域経済と商店街等の活性化を図るため、“元気”川口商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

第2条 商品券発行団体は“元気”川口商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和4年6月28日から令和5年8月31日までとする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、24億円とする。

2 発行総額のうち、発売総額は20億円とし、その内10億円の10%にあたる1億円円と10億円の30%にあたる3億円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の販売内容)

第5条 商品券の種類は次の2種類とする。

(1) 共通券

(商品券の加盟店舗であれば、どこでも利用できる加盟店共通券)

(2) 専用券

(商品券の加盟店の中で、大型店以外の商店等で利用できる商店専用券)

※大型店とは、原則として店舗面積500平米以上の店舗をいう。

※大型店（イオンモール川口前川）（アリオ川口）（ララガーデン川口）（ミエルかわぐち）（ビーンズ西川口）（かわぐちキャスティ）（イオンモール川口）内の各専門店街の加盟店では、専用券を利用することができる。

この他、必要に応じて実行委員会は専用券を利用できる専門店街を指定することが出来

る。指定を行った場合は、ホームページにてその旨告知を行う。

2 共通券の1冊は額面500円券を22枚綴り、専用券の1冊は額面500円券を26枚綴りの「一綴り割増方式」とする。

3 商品券の販売単位は、「共通券1冊と専用券1冊」のセット単位（金額2万円）とする。

（券面表示事項）

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 利用可能な金額、店舗、期間、商品
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品・返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 約款の存在

第2章 商品券の販売

（購入対象者）

第7条 商品券の購入対象者は、原則として市内在住・在勤者とするが、消費拡大の観点から市外在住者も可とする。

（購入限度額）

第8条 商品券は、1人あたり6万円を限度に購入することができる。

（販売方法）

第9条 地域住民サービス向上のため、ハガキ申し込みまたはインターネット申し込みによる予約販売をする。

2 購入希望者は専用応募ハガキまたはインターネットにより令和4年7月1日から令和4年8月4日（ハガキの場合は当日必着）までに申し込みをする。申し込みは、1世帯3名までとする。

3 応募者多数の場合は抽選とする。

4 発行団体は購入希望者（※抽選となった場合は当選者）に払込票を送付する。

5 購入希望者（※抽選となった場合は当選者）は、指定されたコンビニエンスストアの店頭において、払込票が届いた日から令和4年10月3日までに、払込票に記載された購入代金を現金で支払う。

6 発行団体は期日までに購入代金を支払った購入希望者（※抽選となった場合は当選者）に対し、商品券を送付する。

7 第5項に定める期間中に引換されなかった商品券がある場合、全ての商品券が引換されるまで選外の購入希望者の中から抽選を行い、所定の方法・期間・場所で販売する。

（予約販売の期間と残分の処理）

第10条 購入希望者（※抽選となった場合は当選者）は、前条第5項及び第7項の期間内に商品券の購入代金を支払わなければ、当該予約は無効となる。

2 応募が予定額に満たない場合、再募集（既当選者を除く）することができる。

（販売所等）

第11条 三次抽選以降は、原則、対面販売とし、発行団体において販売する。

2 発行団体は、発行団体が指定する警送事業者から商品券を受領し、販売用商品券としてこれを預かるものとする。

3 販売所の責任者は、発行団体の指定する方法に従い、商品券を販売するものとする。

4 販売所は商品券の売却代金を銀行振込により、第23条第2項に定める取扱金融機関の発行団体口座に速やかに納付する。

（発売周知）

第12条 販売の周知方法は、次の方法とする。

- (1) 川口市広報紙
- (2) 商工会議所広報紙
- (3) 商工会広報紙
- (4) ポスター
- (5) その他

第3章 商品券の利用

(有効期間)

第13条 商品券の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年5月31日までの間とし、有効期間を経過した商品券は無効とする。

(店舗)

第14条 商品券を扱うことができる店舗（以下「加盟店」という。）は、第21条による加盟店の登録手続きをした店舗とする。

(対象商品等)

第15条 商品券は、加盟店が取扱う商品及びサービス等について、利用できるものとする。
ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの。
- (2) 土地および家屋の購入代金。
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業に係るもの。
- (4) 「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売。
- (5) 国や地方公共団体への支払い。
- (6) 加盟店が取扱いを不可とした商品。
- (7) その他、法律で商品券による購入が禁じられている商品。

(釣り銭)

第16条 商品券の額面に満たない利用に対する釣り銭は支払わないものとする。

(利用者の責務)

第17条 利用者が購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡及び販売はできないものとする。

- 2 利用者が商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。
- 4 発行団体が行う調査へ協力をする。

(不正利用の損害)

第 18 条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者より損害金の全部を申し受けるものとする。

第 4 章 加盟店

(加盟店の募集)

第 19 条 加盟店の募集の周知方法は、商工会議所、商工会及び川口市の広報紙等によるものとする。

(加盟店の登録資格)

第 20 条 加盟店は、次に掲げる条件のいずれかに該当する店舗とする。

- (1) 当該事業に参加を希望する商工会議所、商工会及び市商連の会員の市内店舗。
- (2) 前号に掲げる会員以外で当該事業に参加を希望する市内店舗。

(加盟店の登録手続き)

第 21 条 加盟店の登録手続きを希望する店舗は、発行団体に事業参加申請書(様式第 1 号)及び、その他発行団体が必要と認める書類を提出し、承認を得るものとする。

2 発行団体は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に取扱登録証明書(様式第 2 号)を発行する。

(加盟店参加費)

第 22 条 加盟店参加費は無料とする。

(取扱金融機関)

第 23 条 本事業に係る取扱金融機関は、別表 1 に定める。

- 2 発行団体は、別表 1 に定める取扱金融機関に口座を開設する。
- 3 発行団体は、その他必要に応じて取扱金融機関の口座を開設することができる。
- 4 取扱金融機関における手数料は、発行団体が負担する。

(加盟店負担)

第 24 条 大型店(原則として店舗面積 500 平米以上の店舗)及び大型店内モール店舗は、

取扱金融機関に換金の依頼をした商品券額面金額の2%を、事務手数料として負担する。
ただし事務手数料は換金期間終了後の一括請求とする。

2 徴収した事務手数料は発行団体が本事業における事務経費のために使用する。

(換金期間)

第25条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和4年12月1日から令和5年6月30日（金融機関営業時間内）までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第26条 加盟店は、消費者が利用した商品券を換金する場合は、第23条第1項に定める取扱金融機関に取扱登録証明書を提示するとともに、必要事項を記載した口座振替依頼書（様式第3号）及び加盟店名を記載した使用済商品券を提出し、発行団体口座から送金を受ける。

(加盟店の責務)

第27条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 発行団体が配布する加盟店ポスターとのぼり又はステッカーを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券には、裏面に店印を押印すること。
- (4) 裏面に他店押印のある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに発行団体に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- (7) 購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- (8) 発行団体が行う調査へ協力すること。
- (9) 本約款に定める規則を遵守するとともに、発行団体からの指示を遵守すること。

(加盟店資格の喪失等)

第28条 第15条、16条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店登録の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第29条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第30条 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに発行団体事務局に届け出るものとする。

第5章 雑 則

(返還請求等)

第31条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還請求をし、発行団体で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 加盟店自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他商品券の目的に反する行為。

(発行団体の責務)

第32条 発行団体は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は、特に厳重に行い、未発売の商品券は、金庫に保管すること。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに発行団体の長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに加盟店にその旨を通知すること。
- (5) 上記の各号のほか、商品券発行业に必要なる運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第33条 発行団体の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、発行団体の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第34条

- (1) 商品券発行业についての問い合わせは次の通りとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| ①発行事業団体 | 川口商工会議所 |
| 所在地 | 川口市本町4丁目1番8号 |
| 電話番号 | 048-228-2220 |
| ②発行事業団体 | 鳩ヶ谷商工会 |
| 所在地 | 川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番1号 |
| 電話番号 | 048-281-5555 |

③発行事業団体 川口市商店街連合会
所在地 川口市本町4丁目1番8号
電話番号 048-225-8210

(2) この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、発行団体が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、実行委員会において承認された日から施行する。

別表 1

取扱金融機関一覧表

No.	金融機関名	支店名	No.	金融機関名	支店名
01	埼玉りそな銀行	川口支店	37	青木信用金庫	江戸袋支店
02	〃	西川口支店	38	〃	戸塚支店
03	〃	川口南平支店	39	〃	芝支店
04	〃	鳩ヶ谷支店	40	〃	蕨支店
05	〃	東川口支店	41	〃	栄町支店
06	武蔵野銀行	川口支店	42	〃	榛松支店
07	〃	西川口支店	43	〃	差間支店
08	〃	鳩ヶ谷支店	44	〃	神根支店
09	〃	東川口支店	45	〃	安行支店
10	川口信用金庫	本店営業部	46	城北信用金庫	川口支店
11	〃	仲町支店	47	〃	蕨支店芝出張所
12	〃	飯塚支店	48	〃	朝日町支店
13	〃	蕨支店	49	〃	前川支店
14	〃	戸田支店	50	〃	東川口支店
15	〃	戸田北支店	51	〃	峯新堀支店
16	〃	本町東支店	52	〃	峯新堀支店安行出張所
17	〃	芝支店	53	瀧野川信用金庫	新郷支店
18	〃	柳崎支店	54	〃	弥平支店
19	〃	鳩ヶ谷支店	55	〃	芝伊刈支店
20	〃	木曾呂支店	56	〃	八幡木支店
21	〃	川口中央支店	57	〃	新郷支店榛松出張所
22	〃	東川口支店	58	巣鴨信用金庫	西川口支店
23	〃	赤井支店	59	〃	南平支店
24	〃	東本郷支店	60	〃	中青木支店
25	〃	東浦和駅前支店	61	埼玉縣信用金庫	川口朝日支店
26	青木信用金庫	本店営業部	62	東京信用金庫	蕨支店
27	〃	北支店	63	さいたま農業協同組合	南平支店
28	〃	鳩ヶ谷支店	64	〃	青木支店
29	〃	西川口支店	65	〃	鳩ヶ谷支店
30	〃	(飯仲支店)	66	〃	芝支店
31	〃	蕨駅前支店	67	〃	神根支店
32	〃	並木町支店	68	〃	新郷支店
33	〃	南平支店	69	〃	安行支店
34	〃	芝前川支店	70	〃	戸塚支店
35	〃	(柳崎支店)	71	〃	差間支店
36	〃	朝日支店			